

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改訂概要

改訂の経緯

「福祉避難所確保・運営に関するガイドライン」(平成20年6月)の内容に、内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月)と、過去の災害から得られた経験等を踏まえて、「避難所の確保と質の向上に関する検討会 福祉避難所ワーキンググループ」で検討を行った。その検討結果を踏まえて、市区町村等において福祉避難所が適切に確保・運営されるようにガイドラインの改訂を行った。

主な改訂ポイント

○既存の取組指針等を踏襲しつつ、内容の充実化と構成の変更を実施

○事前の準備が重要であるとの課題意識に基づいて記述

- ・ 平常時から災害時まで、一貫して要配慮者対策を行う担当を自治体内部で確保するよう留意事項として記述
- ・ 災害が起こる前に、自治体内、関係団体、地域と連携して、情報共有を図ることを留意事項として記述
- ・ 災害時の実施事項に対して、平常時に準備できることを洗い出して、平常時の取組として記述

○過去の災害の経験を踏まえて要配慮者の支援等について留意事項を整理

- ・ 支援の結果、福祉避難所の対象者である要配慮者の自立の程度が悪化しないようにすることを明記
- ・ 要配慮者の特性に応じた支援団体、当事者団体等と連携して、要配慮者の所在やニーズ等の把握をすることを明記
- ・ 災害の規模等によっては、市区町村単位ではなく都道府県レベルでの対応が必要であることを留意事項として記述

○自治体の取組レベルを意識して、記述内容に留意

- ・ ガイドラインでは、福祉避難所の確実な確保・運営を目指して、基本事項を示すことに注力
- ・ 取組が進んでいる自治体の参考となるよう、輪島市等の先進的な取組を応用編として紹介

○付属資料によって、ガイドライン具体化のための取組を支援

○利用者の利便性を考慮した構成変更